

3 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、那珂川市に居住する子どもの幼稚園や保育所等の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

① 支給認定区分の設定

支給認定区分は、以下のように設定します。

支給認定	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所
3号認定	0～2歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育事業

② 量の見込みと確保方策

■ 2020（R2）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		829人	720人	667人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	665人	660人	510人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業※2			38人
② 確保方策の合計		1,107人	703人	593人
②-①=		278人	▲17人	▲74人

※1 幼稚園，保育所，認定こども

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

■2021（R3）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		818人	726人	673人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	532人	665人	515人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業			38人
②確保方策の合計		974人	708人	598人
②-①=		156人	▲18人	▲75人

■2022（R4）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		798人	743人	679人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426人	719人	611人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業			38人
②確保方策の合計		868人	762人	694人
②-①=		70人	19人	15人

■2023（R5）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		789人	749人	684人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426人	719人	611人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業			38人
②確保方策の合計		868人	762人	694人
②-①=		79人	13人	10人

■2024（R6）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		779 人	760 人	692 人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426 人	719 人	611 人
	確認を受けない幼稚園	442 人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43 人	45 人
	地域型保育事業			38 人
②確保方策の合計		868 人	762 人	694 人
②-①=		89 人	2 人	2 人

③確保内容について

■1号認定の確保内容

1号認定の確保については、既存の幼稚園で受け入れを行っていきます。また、量の見込みに対して、提供量が大きく上回っている状況であるため、実態の教育・保育ニーズに対応するため、令和4年度に一時預かりの無い市立幼稚園3園のうち2園を私立の幼保連携型認定こども園へ移行することで、教育・保育の提供量を適正化していきます。

■2号認定（保育希望）及び3号認定の確保内容

令和3年度に、那珂川市立中央保育所の定員を190人から200人に増員して新園舎での開園を予定しています。また、令和4年度に、私立の認定こども園として岩戸北幼稚園（保育部分利用定員111人、幼稚園部分利用定員105人）と南畑幼稚園（保育部分利用定員39人、幼稚園部分利用定員21人）が開園予定です。

よって、令和4年度以降は2号認定（保育希望）及び3号認定について定員の確保ができる見通しですが、今後発生する不足については、既存の認可保育所の利用定員以上に受け入れを行う、利用定員の弾力化を用いて待機児童解消を行います。

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

このため、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、これらの関係者間の連携強化に努めます。

(3) 教育・保育の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

このために、質の向上に対する取組の一環として、県等と連携して地域の幼児教育・保育や子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成に努めます。